

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2004-534921(P2004-534921A)

【公表日】平成16年11月18日(2004.11.18)

【年通号数】公開・登録公報2004-045

【出願番号】特願2003-512537(P2003-512537)

【国際特許分類】

**F 0 1 D 9/02 (2006.01)**

【F I】

F 0 1 D 9/02 1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成17年7月6日(2005.7.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

任意の翼形部表面位置に対して垂直な方向に±0.100インチ(2.54mm)の範囲内にあるエンベロープの翼形部の形状をしたノズルベーン(14)を有するタービンノズル(12)であって、

前記翼形部が、表1にインチ単位で記載したX、Y及びZのデカルト座標値に実質的に従った被覆されていない基準輪郭を有し、その場合、X、Y及びZ値は、前記翼形部の半径方向最内側の空気力学的セクションから始まりかつ次にそのセクションに相対させて該Z座標値に対して定められ、

Z距離における輪郭が、互いに滑らかに結合されて完全な翼形部形状を形成するようになっている、

ことを特徴とするタービンノズル。

【請求項2】

翼形部の形状をしたノズルベーン(14)を有するタービンノズル(12)であって、

前記翼形部が、表1にインチ単位で記載したX、Y及びZのデカルト座標値に実質的に従った被覆されていない基準輪郭を有し、その場合、X、Y及びZ値は、前記翼形部の半径方向最内側の空気力学的セクションから始まりかつ次にそのセクションに相対させて該Z座標値に対して定められ、

Z距離における輪郭が、互いに滑らかに結合されて完全な翼形部形状を形成し、

前記X、Y及びZ値が、拡大又は縮小されたノズル翼形部を得るために、同一の定数又は数値の関数として拡大縮小されるようになっている、

ことを特徴とするタービンノズル。

【請求項3】

タービンの第2段の一部を形成することを特徴とする、請求項1又は請求項2に記載のタービンノズル。

【請求項4】

複数のベーン(14)を有するタービンノズル(12)を含むタービンであって、

前記ベーンの各々が、任意の翼形部表面位置に対して垂直な方向に±0.100インチ(2.54mm)の範囲内にあるエンベロープの翼形部の形状をしており、前記翼形部が、表1にインチ単位で記載したX、Y及びZのデカルト座標値に実質的に従った被覆されて

いない基準輪郭を有し、その場合、X、Y及びZ値は、前記翼形部の半径方向最内側の空気力学的セクションから始まりかつ次にそのセクションに相対させて該Z座標値に対して定められ、

Z距離における輪郭が、互いに滑らかに結合されて完全な翼形部形状を形成するようになっている、

ことを特徴とするタービン。

【請求項5】

複数のベーン(14)を有するタービンノズル(12)を含むタービンであって、

前記ベーンの各々が、表1にインチ単位で記載したX、Y及びZのデカルト座標値に実質的に従った被覆されていない基準輪郭を有する翼形部の形状をしており、その場合、X、Y及びZ値は、前記翼形部の半径方向最内側の空気力学的セクションから始まりかつ次にそのセクションに相対させて該Z座標値に対して定められ、

Z距離における輪郭が、互いに滑らかに結合されて完全な翼形部形状を形成し、

前記X、Y及びZ値が、拡大又は縮小されたノズル翼形部を得るために、同一の定数又は数値の関数として拡大縮小されるようになっている、

ことを特徴とするタービン。

【請求項6】

前記タービンノズルが、該タービンの第2段を含むことを特徴とする、請求項4又は請求項5に記載のタービン。

【請求項7】

前記タービンノズルが、60個のベーンを有していることを特徴とする、請求項4又は請求項5に記載のタービン。